

命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
する連絡会ニュース NO.9 1998.6.19
連絡先：茨城県民主医療機関連合
会 (029-228-0600)

森林公園そばの産廃処分場建設 差し止めを求める署名運動へのご参加を訴えます

厚生大臣、不許可取り消し裁決!

水戸市民の皆さん、茨城県民の皆さん。
厚生大臣は、茨城県知事が「水戸市の水道水への影響が懸念され・・・生活環境の保全を図るうえで支障が生じるおそれがある」として、建設を不許可にした水戸市全隈町の産廃処分場について、私たちが再三の陳情で要望した現地調査を1回もおこなわず、昨年12月22日県知事の決定を取り消す裁決をしました。

水源地があぶない!

産廃処分場の建設予定地は、水戸市の森林公園に隣接し、水戸市民の水源地となっています。従ってここに処分場が建設されると、市民の飲料水が汚染される危険性を強くもっています。また、処分場から流出する汚染水は、田野川への流出点のすぐ下から付近の水田に流入して、米作に深刻な被害を与えることが強く心配されます。また、その近隣には井戸水を利用する農家も多く、直接生活用水を汚染する心配もされています。

県、不許可くつがえす!

しかし、厚生大臣の裁決を受けた県知事は、平成10年1月30日私たちの再三の陳情にも耳を貸さず、きわめて安易に2、3の条件をつけただけで、建設を許可してしまいました。

一度不許可の決定をした県知事の、安易な建設許可への転換は、いかに法律の定めるところとはいえ、私たちには納得出来ません。

水戸市の水道水を飲み、田野川沿岸で生産される米を食べる水戸市民をはじめ、茨城県民のみなさんとともに、私たちは、この産廃処分場の建設には、断固として反対します。

建設差し止め裁判へ!

私たちは、産廃処分場の建設を阻止するため、去る4月7日建設差し止めの仮処分を水戸地方裁判所に申し立てました。すでに4月22日、6月3日の2回にわたって審尋がおこなわれ、第3回目の審尋が8月19日予定されております。

署名運動へご参加を

心から訴えます!

私たちは裁判に勝利して、きれいな水を守りたいと思います。そのために裁判官に、建設差し止めの決定を要請する署名運動をすすめております。ぜひ皆さんも、この署名運動に参加して、一人でも多くの署名を裁判官にとどけて下さい。

あなたの署名運動へのご参加は、必ず大きな力となると思います。この運動へのご参加を心から訴えます。

「産廃最終処分場建設差し止めを求める仮処分」

第2回審尋を終えて

弁護士 安江 祐

処分場建設の差し止めを求める仮処分の第2回目の審尋が、6月3日午後4時から水戸地方裁判所で開かれました。

4月22日の第1回の後、5月の連休明けに相手方の赤塚設備側から答弁書が提出されました。その内容は、処分するのは安定5品目であるから、環境を汚染する危険性はないこと、仮に危険性があったとしても、自然の浄化力により危険性は除去されること、赤塚設備が計画している処分場は、構造的に処分場内の廃棄物にふれた水が処分場外に流れ出す危険性はないから、安全である等と主張されていました。

私たちは審尋期日において、弁護団の一員でもある梶山弁護士の陳述書により遮水シートがいかにか破れやすいものかという点を立証するとともに、相手の主張に全く科学的根拠がないことを明らかにするために、多岐にわた

る求釈明事項を準備し、裁判所へ提出しました。また、現在調査中の事項が何点かあり、今後の調査の進捗状況に応じて、ふさわしい主張立証活動を行う予定です。

次回期日は8月19日ですが、7月3日までに相手方から求釈明に対する回答が提出される予定です。

ところで赤塚設備側は、4月22日の第1回期日では、7月には着工したいと述べていましたが、第2回目の期日では、裁判の結論を見た上で着工したいと回答しました。仮処分手続きを無視して工事が強行されるという事態は回避することができました。これも、街頭宣伝を行ったり、直接会社や銀行などに要請に回った皆さんの運動の成果だと考えています。今後とも、皆さんとともに、建設差し止め実現のために頑張ろうと弁護団一同決意を新たにしています。

「命の水を守ろう」 横断幕を かかげて街頭宣伝・署名行動

5/20 ダイエー前で12:00から1:00 久しぶりの街頭宣伝。

はじめは知らん顔で通り過ぎていた人たちも段々署名をしてくれるようになり、「もうできることになったのでしょうか」「どこにできるんですか」といいながら署名をしてくれました。女性2人もマイクで訴えました。

「もう終わるといっているので急いできたのよ。署名用紙6枚ちょうだい」と三の丸にお住まいのTさん。(後日、近所を回って署名を集めて、保険生協に届けてくれました)

参加した13人もみんな元気になり「やっぱりもっと街頭で宣伝しなくちゃ……」となりました。1時間で120筆集まりました。(文責 大川)

次回の予定 6/24(水)12:00~1:00 ダイエー前

**14:00~好文カレッジ(農協会館前)世話人会
たくさんのご参加をお願いいたします**

第3回審尋を傍聴して

日本婦人会議水戸支部 藤田 幸恵

6月3日午後4時から302号室で原告側の1人として傍聴した。裁判所に提訴して自分が審理されたことのある方は想像つくと思うが、日本国内全て訴え出た事を審理する形式は同じであると思った。実は私は県に公務災害を申し出て審理され、認定されなかったものだが、傍聴席にいてなんと私は裁かれていたのかと感じながら傍聴したのだ。

まず、裁判官入室、全員起立礼をする。裁判官3人であった。中央の方が、赤塚設備工業の弁護士に「いつから工事を始めるか」と問うたようだ。「この審理が終了するまでは始めない」と答えた。実は裁判官の声も弁護士の声も小さく、明確に聞き取れなかった。

次に赤塚設備工業から第1回の原告側からの問いに回答であろうか。この回答に対して5点ほど質問があったが、よく聞こえなかったので全部書けない。

①地質のことで地下に浸透は少ないので安全であるというのに対してどんな点で安全か。少ないから安全とは限らない。

②廃棄物5品目は全て自然浄化力大であるがどんな浄化力があるか。全微生物が浄化力があるとは考えられない。金属など。

③使用するシートは破損しないというが破損しないものがあるか。現在産廃処分場で破損し問題になっているのはどうしたことか。

そのほか2点あったが声が小さく聞き取れなかったのは残念であった。

傍聴して気がついたこと

①裁判官も弁護士も声が小さく、聞き取れないことがおおい。

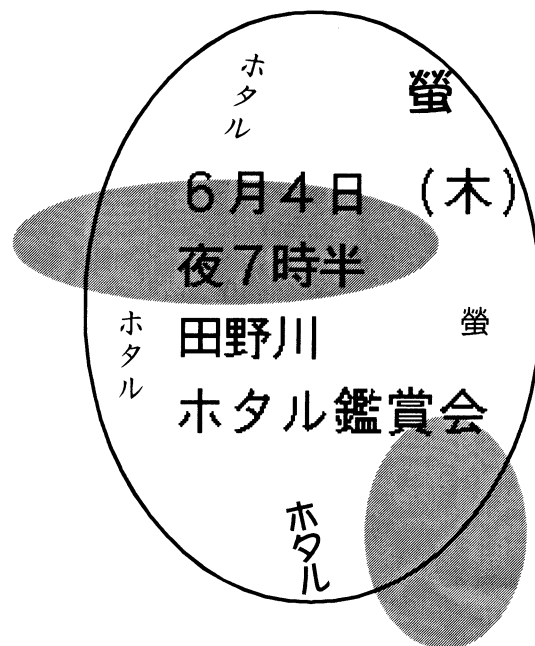
②傍聴席は48席あった。今回の傍聴者は30名余りで空席があった。時間のある方はぜひ参加してみてもどうか。

③廃棄物搬入の進入道路農地転用の件、5月27日の農業委員会に提出されていないことを知った。

本県でもダイオキシンが問題になっています。我々の生活方法をもっと考えてみてはどうでしょう。買い物の品々などを見てください。

何十年ぶりかで見た源氏螢の光の幽玄の世界に息をのみました。そして清流にしか住めない螢を追いやってしまったことへの反省と共に、この清流を守るためにも処分場は建設させてはいけな
いと思いました。

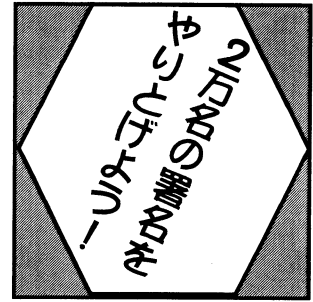
(いばらきコープ組合員 山本 紀代美)



幼い時に見たきりのホタル。そのホタルが、いま、水戸市内で見られるなんて！大感激でした。そして、この幻想的で、神秘的な小さな生物を人間の身勝手に絶対絶やしてはいけな
いと思
いました。
美しいものを後々まで残すことが、私たち大人の使命だと思
います。
(いばらきコープ組合員 久保 とも子)

原告団のみなさまへお願い

- ①署名用紙は届いていますが。先ず家族全員で、次はまわりのサークルや町内会の方々にお願いしてください。
 - ②できるだけ反対連絡会の行事に参加してください。
 - ③できるだけ日程に参加してください。
- お願いいたします。



今後の日程

- 6/20 (土) 19:30**
開江浄水場駐車場集合
ホテル鑑賞会
- 6/24 (水) 12:00 ~ 13:00**
ダイエー前
署名・宣伝行動
- 8/19 (水) 11:00 ~ 第3回審尋**

【行動日誌】

- 5/25 竜ヶ崎産廃処分場現地調査 (5人, 竜ヶ崎市議会議員1人)
- 5/26 赤塚設備工業抗議行動 (10人)
- 5/30 現地井戸水調査 (地元3人, 弁護士3人)
- 6/3 第2回審尋 (34名)
常陽銀行本店, 赤塚支店へ融資しないでほしいと要請行動 (5人)
- 6/4 田野川源氏ホテル鑑賞会 (15人)
- 6/6 「命の水を守る」「水源を守る」出版記念会 (50人)
- 6/9 いわき産廃裁判傍聴 (1人)

竜ヶ崎産廃処分場現地調査に参加して

5月25日(月)午前7時桜山駐車場集合。昨日の土砂降りの雨が止み曇り空となり、蒸し暑い中を竜ヶ崎に向けて出発した。

10時すぎ、竜ヶ崎市議会議員の被田さんの案内によって、ようやく赤塚設備工業が建設した産廃処分場へたどりついた。

処分場はもう埋め立てられてしまっており、何の変哲もない台地と見える。平地の畑の奥にあり(やっぱり、全隈町と同じく林の中の谷津田)、畑より8メートルほど高台となっている(その分は産廃が埋まっているのだ)。アスファルトや缶が見え隠れしている。

まず、上流のたまり水を調査する。ポウフラや、みずすまし、オタマジャクシが水の中に泳いでいるのがみえる。汚染は少ないようだ。処分場の中に土管が通っていて、数カ所マンホールがあり、たまり水を流しているようだ。

土管下流出口を調査しようと草を払いのけると強烈な刺激臭がする。2、3分臭いをかいてるとたちまち頭が痛くなった。水は澄んでいる。油が浮いているようだ。死の水・・・。

私たちはさらに8m下流, 15m下流と調査した。

何でも現地に行ってみないと本当のところはわからないとつくづく感じた。厚生大臣にこの水を送りつけて見せてやりたい。「安定5品目は安全です。」見せてもそういうのかな、ふと、そう思った。

そのあと、悪名高き城取ゴミ消却炉も案内していただいた。もくもくと煙をだしてゴミが燃やされているのには呆然とした。あんなに問題になっている施設で、ダイオキシンがモクモクモクモクまき散らされてるのに！子供も赤ちゃんもいるのに！停止できていないなんて！

(茨城大学教職員組合 伊達)